

2024.4.1スタート!!

明石市工場緑化助成事業



一般緑化



駐車場の芝生化



壁面の緑化

緑化義務の範囲を超えた ①一般緑化、②駐車場の芝生化、③屋上・壁面の緑化の取り組みを助成します。

製造業等の工場緑地面積率の緩和 とあわせて
事業者による良質な緑地の形成、
CO2排出量の削減、地域貢献活動の促進を図ります。

詳しくは、緑化公園課HP(実施要綱等)を
ご覧ください。



(問合せ先)

明石市 都市局 都市整備室 緑化公園課

078-918-5039

<https://www.city.akashi.lg.jp/machizukuri/koen/ryokuka/index.html>

【参考】

工場立地法(地域準則条例)及び兵庫県条例(環境の保全と創造に関する条例)における工場緑地面積率の緩和

【工場立地法地域準則条例に基づく緩和後;R4.5~】

敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業等の工場

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域 工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以内
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内

(問合せ先 産業政策課 078-918-5098)

【兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく緩和後;R6.4.1~】

市街地の県条例対象工場(敷地面積1,000㎡以上9,000㎡未満の製造業等)

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新設・改築・増築
9,000㎡未満 5,000㎡以上	敷地面積の 10%以上 (準工) 5%以上 (工業・工専)		空地面積の 10%以上 (準工) 5%以上 (工業・工専)	—
5,000㎡未満 1,000㎡以上				空地面積の 25%以上 (準工) 12.5%以上 (工業・工専)

(問合せ先 緑化公園課 078-918-5039)